

太田市老人クラブ運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市老人クラブ連合会（以下「連合会」という。）及び太田市内の各支部に所属する老人クラブが（以下「老人クラブ」という。）が、老人福祉の向上と社会参加、健康増進を図るために実施する事業の円滑かつ効率的実施を援助するため、太田市老人クラブ運営事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は連合会及び老人クラブが実施する老人クラブ活動等事業実施要綱（平成13年4月1日群馬県制定）別添老人クラブ等事業運営要綱3に規定する事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 連合会 会議費、消耗品費、手数料、渉外費、負担金、助成金、備品購入費、教養文化活動費、健康活動費、社会福祉、地域活動費その他活動費
- (2) 老人クラブ 事務費、教養活動費、健康活動費、地域活動費、レクリエーション活動費その他活動費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は予算の定める範囲内において、別表に定めるとおりとする。

(補助金の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則に基づく手続を行わなければならない。

(補助金の経理)

第6条 補助事業者は、補助事業に係る収入・支出を他の経費と区分し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市老人クラブ運営事業補助金交付要綱(平成15年9月1日太田市制定)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に太田市老人クラブ運営事業補助金の交付を受けた者については、第6条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに決定した太田市老人クラブ運営事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

別表（第4条関係）

項 目	金 額
単位クラブ	構成員1人につき年額1,050円
連合会	240,000円＋会員数×58円＋クラブ数×800円×12月